

# 山陽新聞紙面モニター モニター規約

## 第1条 総則

- ①本規約は、山陽新聞社がアンケート調査等の情報を第2条に定めるモニターに対して配信し、モニターが回答する「紙面モニター事業」について、モニターと山陽新聞社の契約関係を定めるものです。
- ②山陽新聞社は、モニターが登録手続きを行った場合、モニターが本規約等に同意したものとみなします。
- ③モニターは、山陽新聞社より配信されるアンケート調査等についての電子メールに記載されたインターネット上のページにアクセスし、当該ページに掲載されている所定の質問に対してインターネット上で回答するものとします。
- ④山陽新聞社はアンケートの回答に協力いただいたモニターに対し、所定の基準に従い第9条に定める謝礼を提供します。

## 第2条 モニター

- ①モニターは、さん太クラブ会員を対象とし、本規約等に同意の上、山陽新聞社が定める所定の手続きを行い、山陽新聞社が承認した方とします。
- ②モニター登録手続きの際には、モニターになろうとする本人(申込者)が所定の入力フォームに必要事項を正確に入力してください。万一、誤った情報を登録されたモニターに何らかの損害が生じた場合であ

っても、山陽新聞社は一切責任を負いません。

③山陽新聞社は以下の場合に、モニター登録を承認しない場合があります。承認しない場合でも、山陽新聞社はその理由について開示する義務を負いません。

- ・ 申込者が実在しない場合
- ・ モニター本人以外の第三者が申し込みを行った場合
- ・ 申込者が既にモニター登録を申し込みまたは登録済みの場合（複数の登録が判明した場合）
- ・ 申込者の入力情報に虚偽またはこれに類する不正確な内容の記載が含まれていると判明した場合
- ・ その他山陽新聞社が不適當と認めた場合

④本規約等に基づくモニターの権利は、登録されたモニター本人のみに帰属するものとします。

### **第3条 会員情報およびパスワードの管理**

①モニターは、紙面モニター事業を利用する際には、さん太クラブ会員番号および会員が設定するパスワードを使用するものとし、その使用、管理について一切の責任を負うものとします。

②モニターは、会員番号およびパスワードの第三者への譲渡、貸与等を行わないこととします。

③山陽新聞社は、会員番号、パスワードの使用上の過失および第三者の使用による損害について一切の責任を負いません。

## 第4条 登録情報

①山陽新聞社は以下の目的のために、モニターに対して一定の情報の申告を求めることができるものとします。

- ・モニター登録の承認の判断
- ・モニターのアンケート回答内容の集計・分析
- ・モニターに対する連絡、紙面モニター事業に関わる謝礼の提供
- ・その他、紙面モニター事業に必要とされる用途

②登録情報に変更が生じた場合、モニターは速やかに山陽新聞社所定の方法で変更手続きを行うものとします。ただし、手続きの関係上、変更手続きを行ってから、当該変更が有効になるまで日数を要することがあります。モニターが変更手続きをするまでの間または手続きを怠ったことにより、不利益を被ったとしても、山陽新聞社は一切その責任を負いません。

- ・山陽新聞社は、必要と認めた場合、モニターに対して電話、メールまたはその他の手段によりモニターに登録情報の内容確認、アンケートの回答内容の詳細等の確認を行うことがあります。

## 第5条 登録取り消し

①モニターが、モニター登録の取り消しを希望する場合には、山陽新聞社所定の手続きに従い山陽新聞社に届け出るものとします。モニターから登録取り消しの届け出があった場合、山陽新聞社は当該モニター

の登録を取り消すものとしします。

②山陽新聞社は当該モニターに対する謝礼の支払い、問い合わせの対応などを目的として、登録情報を登録取り消し手続き後、一定期間保有した後、山陽新聞社のデータベースから当該モニターに関する情報を全て消去します。

## 第6条 登録抹消

①山陽新聞社は、モニターの承諾の有無にかかわらず、以下に定める事由がモニターについて生じた場合、当該モニターの登録を抹消することができるものとしします。

- ・登録情報やアンケートの回答内容に虚偽の事項等が含まれていると判明した場合
- ・一定期間内に登録の手続きを行わなかった場合
- ・すでに登録した情報に変更が生じた場合の所定の変更手続きが行われていない場合
- ・すでにモニター登録済みの場合（複数の登録が判明した場合）
- ・モニター本人以外の第三者が不正にアンケートに回答していると判明した場合
- ・アンケートへの回答が一切行われない場合、または山陽新聞社からの連絡に対するモニター回答が一定期間無い場合
- ・モニターが本規約等のいずれかに違反した場合

- ・さん太クラブを退会、登録抹消、その他会員資格を失った場合
- ・その他、山陽新聞社が不相当と認めた場合

②前項に基づいてモニター登録が抹消された場合、該当モニターは紙面モニター事業に関連して保有していた全ての権利を失うものとします。

## **第7条 モニターの守秘義務**

①モニターは、紙面モニター事業に関連して山陽新聞社から提供される一切の情報等につき、守秘義務を負うものとします。

②ここでいう守秘義務とは、アンケートへの回答内容を山陽新聞社およびモニター本人以外の第三者に一切漏らさない義務、ならびにアンケートの質問文の内容その他を通じて知り得た情報やアンケートに使用されているテキストデータ、画像データおよびその他全てのデータをいかなる手段・方法によっても第三者へ漏洩せず、かつアンケートへの回答以外のいかなる目的にも使用・転用しない義務を含みますが、これに限られるものではありません。

## **第8条 モニターの行為禁止事項**

①モニターは、以下に該当する行為またはその恐れのある行為をとってはならないものとします。

- ・虚偽の登録またはアンケート回答を行うこと
- ・同一利用者が複数のログインIDを取得または使用する行為

- ・ログインIDまたはパスワードを不正使用する行為
- ・紙面モニター事業の運営を妨害する行為
- ・紙面モニター事業を利用した営業行為
- ・山陽新聞社、他のモニターまたは第三者の著作権を侵害する行為
- ・他のモニターへの誹謗、中傷、または不利益を与える行為
- ・公序良俗に反する行為
- ・法令に違反する行為
- ・所定の守秘義務に違反する行為
- ・その他、山陽新聞社が不相当と判断する行為

## **第9条 アンケート調査等に対する謝礼**

- ①山陽新聞社は、モニターが年間を通じてアンケート回数の7割以上回答された場合、当該モニターに対し謝礼を提供するものとします。ただし、アンケートの回答が途中で放棄されたり不完全で終了した場合は、謝礼の対象となる回答回数に含めないものとします。
- ②登録情報の不備が原因で謝礼が未着になった場合には、山陽新聞社はその一切の責任を負わないものとし、再発送は行わないものとします。
- ③モニターは謝礼の貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
- ④山陽新聞社はモニターの登録情報やアンケートの回答に関し、虚偽の情報が含まれると判断した場合や、明らかに不誠実、不適切と思われる記入と判断した場合は当該アンケートにかかる謝礼を提供しない、または提供済みの謝礼を取り消すことができるものとします。

## **第10条 アンケート調査等を履行するための設備と経費負担**

- ①モニターは、紙面モニター事業を利用するために必要なパソコン端末、通信設備等は自己解決とし、アンケート調査等履行に支障のない環境を保持するものとします。
- ②モニターは、アンケート調査等履行のために必要な通信費用およびプロバイダー費用等を負担するものとします。
- ③山陽新聞社は、モニターの通信回復やコンピューターなどの障害による紙面モニター事業の中断、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセスによりモニターに生じた損害等に関し、一切責任を負わないものとします。

## **第11条 電子メールの受発信**

- ①アンケート調査等の実施告知は原則として電子メールで行うこととします。
- ②モニターが山陽新聞社と電子メールの受発信を行う場合には、登録情報として申告したものと同一のメールアドレスを使用するものとします。
- ③登録情報の内容と異なるメールアドレスで受発信したことにより当該モニターに不利益または損害が発生しても、山陽新聞社はその責任を負わないものとします。
- ④モニターは山陽新聞社からの電子メールに対し返信する際、山陽新聞社の指定する方法により返信するものとします。

- ⑤山陽新聞社の指定とは異なる方法で返信を行ったことで当該モニターに不利益または損害が発生しても、山陽新聞社はその責任を負わないこととします。
- ⑥山陽新聞社からモニターに対して発信された電子メール、またはモニターから山陽新聞社に対して発信された電子メールの不達によって当該モニターに不利益または損害が発生しても、山陽新聞社はその責任を負わないものとします。

## **第12条 回答内容の著作権**

- ①モニターが行った回答内容の著作権は全て山陽新聞社が保有するものとし、山陽新聞社はその回答内容を選択、修正および編集することができるものとします。モニターは当該著作権にかかわる著作者人格権を山陽新聞社および第三者に対して行使しないものとします。
- ②山陽新聞社はアンケートの回答内容をモニター本人の承諾なしに開示することができるものとします。

## **第13条 権利義務譲渡の禁止**

- ①モニターは、山陽新聞社の同意なしにモニターとしての地位および紙面モニター事業の利用により山陽新聞社から取得した一切の権利を譲渡、転貸、担保差し入れその他形態を問わず処分することはできません。



## **第14条 その他**

- ①山陽新聞社はモニターの承諾を得ることなく、本規約を変更する場合があります。変更後の本規約等は山陽新聞社所定のウェブサイトに掲示したときにその効力を生じるものとします。

## **付則**

この規約は2017年12月1日から実施します。